

令和5年度第2回 東京都北区自立支援協議会議事要旨	
日 時	令和5年10月30日(月) 午後2時～午後3時44分
場 所	北区役所第一庁舎 4階 第二委員会室
出席者 (敬称略・ 順不同)	〔出席委員〕 川村匡由(会長)、吉田光爾(副会長)、中村恵子、大八木剛、遠藤吉博、大岩和美、 下田加代子、古場亜希、田村優果、横手美幸、井上良子、長谷川清、山村利則、 田中佐季、橋爪英章、横山雅之、ふるたしのぶ、本田正則、飯野加代子、 村野重成、長嶋和宏、宮崎修一、千陽佳子 〔欠席委員〕 吉田耕一、松田健、平原優美、小野寺肇、東愼治、多田修
次 第	1 開会 2 新任委員の紹介 3 議事 (1) 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画の素案について (2) 計画策定に向けた今後のスケジュールについて (3) 障害者差別解消法に関する取組について (4) 連絡事項 4 閉会
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次第</li> <li>● 資料1 令和5年度 東京都北区自立支援協議会委員名簿</li> <li>● 資料2 計画策定に向けた経過について</li> <li>● 資料3 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画(素案)</li> <li>● 資料4 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画におけるサービス見込量(活動指標)の推計方法について</li> <li>● 資料5 専門部会におけるご意見・ご質問について</li> <li>● 資料6 今後のスケジュール及びパブリックコメントの実施について</li> <li>● 資料7 令和5年度北区障害者差別解消法啓発事業の実施について</li> </ul>
要 旨	
1 開会、2 新任委員の紹介・副会長の指名	
事務局	<p>それでは定刻となりましたので、東京都北区自立支援協議会を開会させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、新任委員お二方のご紹介をさせていただければと思います。名簿は資料1でございます。</p> <p>まず、北区手をつなぐ親愛の会、大岩和美様でございます。</p>
委員	よろしくお願いいたします。

事務局	それから二人目、北区町会自治会連合会、長谷川清様でございます。
委員	よろしく申し上げます。
事務局	<p>ここでご報告をさせていただきます。平成28年度から協議会委員、副会長をお務めいただきました小田政利様でございますけれども、今年の8月に逝去されました。謹んでお知らせをさせていただきます。</p> <p>また、欠席委員のご連絡でございます。本日は所用のためということで、北区精神障害者を守る家族会飛鳥会の吉田委員、北区医師会の松田委員、北区訪問看護ステーション連絡協議会の平原委員、都立王子特別支援学校の小野寺委員、都立北特別支援学校の東委員、王子公共職業安定所の多田委員の6名の方から欠席のご連絡を受けてございます。</p> <p>それでは、ここからの議事の進行は会長にお願いをさせていただきたいと思えます。会長、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>皆様、こんにちは。ただいま、事務局から大変残念なご報告がありました。小田副会長さんが亡くなられたと、私もびっくりしております。コロナの心配もまだあるんですけど、皆様におかれても健康第一で、ますますのご活躍をお祈りします。</p> <p>小田副会長さんが亡くなられたということで、設置要綱で「副会長は会長が指名する」ということになっています。大変潜越ですが、後任として、吉田光爾委員にお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。それでは、吉田光爾委員、一言よろしくお願ひします。</p>
副会長	<p>ただいまご指名いただきました、東洋大学の吉田でございます。まず、小田様のご逝去につきまして、謹んでお悔やみを申し上げます。小田様の当事者としての長い人生、ご経験やご見識に及ぶものはございませんが、私のほうでもいただいた役目を務めさせていただきたく存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
会長	ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひします。
3 議事	
(1) 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画の素案について	
会長	それでは、議事のほうご覧ください。最初に、第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画の素案について、事務局からご説明をお願いします。
事務局	それでは、事務局から説明をさせていただきます。資料2から資料5まで、一括して説明をさせていただきます。20分程度、お時間をいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず資料2のご用意をお願いいたします。今回の計画の検討経過についてでございます。今年の5月でございますけれども、庁内の関係各課に障害者計画の進捗状況調査を実施いたしました。6月には、区議会の健康福祉委員会にて、計画策定についての報告をしております。7月には、皆様にお集まりいただきました自立支援協議会や、庁内組織である計画検討委員会におきまして、5月に実施した進捗状況調査の結果や、計画策定における基本的な考え方について報告をさせていただき、障害福祉課において計画策定に着手させていただきました。9月には、自立支援協議会の専門部会を開催し、各委員からご意見をいただきまして、先日、庁内組織の計画検討委員会を開催し、素案が完成いたしましたので、本日の自立支援協議会にて、ご報告をさせていただくものでございます。

では、続きまして、資料3の冊子をご用意をお願いいたします。

1枚おめくりをいただきまして、まず、目次をご覧くださいと思います。本計画の構成につきまして、簡単に説明をさせていただきます。まず、「第1章 計画策定の趣旨について」ということで、計画策定の背景、国の動向、本計画の基本的視点などをまとめてございます。「第2章 北区の現状と課題」で、「1 障害者・障害児人口の状況」では、各種手帳の所持者数の推移などをまとめてございます。「2 北区の現状と課題」では、法改正など障害者・障害児を取り巻く環境の変化を踏まえまして、北区における現状と課題を提示してございます。「第3章 成果目標と活動指標」、こちらは国が定める基本指針を踏まえまして、本計画の終期である令和8年度末までに達成すべき目標の設定をしております。第4章以降は、具体的な活動指標といたしまして、各サービスの見込量やその確保のための方策をまとめてございます。「第4章 障害福祉サービス」、ページをおめくりいただきまして「第5章 地域生活支援事業等」、「第6章 障害児向けのサービス」についての内容となっております。「第7章 計画の推進に向けて」ということで、計画の推進体制や進行管理の方法などをまとめてございます。これから、各章の説明に移りますが、1章、2章につきましては、7月に開催いたしました第1回自立支援協議会にて報告した内容と重複いたしますので、本日はポイントを絞って説明させていただきます。

それでは、2ページお願いいたします。第1章、「2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について」でございます。こちらは、本計画の策定に当たりまして、国が見直しを行った基本指針の主な事項を掲載しております。こちらの基本指針に沿って、計画を作成してございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。第1章、「3 計画の基本的視点」でございます。本計画の上位計画である「北区障害者計画2021」の基本理念や基本目標を踏まえまして、本計画の基本的視点は、「障害のある子どもが健やかに育ち、障害のある全ての人が自分らしく安心して暮らすことのできる地域社会の実現」と設定をしております。

続きまして、5ページ、「4 計画の位置付け」の「(1) 計画の性格」でございますが、本計画は、サービス量などの目標設定を行い、その確保のための方策を定める計画です。その下の「(2) 根拠法令」は、障害者総合支援法、児童福祉法でございます。

それでは、7ページまでお進みください。「5 計画の期間」でございますが、本計画は令和6年度から8年度までの3か年としてございます。なお、上位計画である「障害者計画2021」は、表にお示しのとおり、令和3年度から8年度までとなっております。

次の8ページから、こちらは「第2章 北区の現状と課題」でございます。総人口の推移から障害者人口等の推移、身体障害者等それぞれの手帳の所持者数を掲載しておりますが、身体障害者手帳所有者を除きまして増加傾向にあるということでございます。

では、少し進んでいただきまして、18ページをお願いいたします。18ページから、「北区の現状と課題」といたしまして、「障害者計画2021」に掲げる重点施策について、整理をしております。内容につきましては、7月の第1回協議会で説明した内容と同じでございますが、各項目に関連するテーマでコラムを三つ掲載しております。この18ページの下の部分では「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、それから、1枚おめくりいただいて21ページには「地域生活支援拠点等の整備」、それから、その次のページ、22ページには「北区版コミュニケーション支援シート」について記載をしておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

それでは、その次の23ページ、をお願いいたします。「第3章 成果目標と活動指標」です。ここでは、国の基本指針を踏まえまして、令和8年度を目標年度として達成すべき成果目標を設定しております。(1)から(7)まで、大きく七つの分野でそれぞれ目標値を設定しております。

「(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」です。目標値といたしまして、令和8年度末までの地域生活移行者数、それから、施設入所者数を設定しております。いずれも国の指針に沿った形で、令和4年度末時点の入所者数を基に目標値を設定しております。

その下の「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」です。目標値として、協議の場の開催、それから、令和8年度におけるお示しの五つのサービスの利用者数のうち精神障害者の人数の見込みを設定してございます。それぞれ、令和4年度末時点の利用者数や過去の利用者数の推移などを基に設定をしてございます。

では、1枚おめくりいただきまして、24ページお願いいたします。「(3) 地域生活支援の充実」、こちらは三つの目標値を設定してございます。一つ目は、令和8年度末までに区内に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、コーディネーターを配置です。この地域生活支援拠点等につきましては、北区では面的整備型による段階的な整備を進めてございますが、拠点に必要な五つの機能の充実を図っていくとともに、効果的な支援体制を構築するため、コーディネーターの配置についての検討を進めてまいります。二つ目は、拠点の運用状況について、年1回以上検証・検討です。こちらについては、自立支援協議会での実施を想定しております。三つ目は、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備です。こちらは、国の基本指針で新たに設けられた成果目標で、具体的な取組につきましては、今後検討してまいります。

次の「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」では、四つの目標を設定しております。一つ目の目標は、令和8年度中の福祉施設利用者の一般就労への移行者数です。国の基本指針に基づきまして、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の令和3年度実績を基に目標値を設定しております。二つ目の目標は、令和8年度における就労移行支援事業所のうち、利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所です。こちらも、国の基本指針に基づき、事業所全体の5割以上をすることを目標値としております。三つ目と四つ目の目標は、就労定着支援事業に関するもので、令和8年度における利用者数や就労定着率7割以上の事業所の割合について、国の指針に基づいて目標値を設定してございます。

続きまして、隣の25ページ、「(5) 障害児支援の提供体制の整備等」です。ここでは六つの目標を設定してございます。上の三つは、令和8年度までに設置する施設で、児童発達支援センター1か所、主に重心児を支援する児童発達支援事業所を2か所、放課後等デイサービス事業所を6か所としてございます。児童発達支援センターは既に設置済みでございまして、児童発達支援事業所は現在1か所、放課後等デイサービス事業所は4か所でございますので、それぞれ目標値を達成できるように、事業所の誘致に取り組んでまいります。四つ目の目標、令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制の構築でございまして、こちらは、国の指針に沿って児童発達支援センターを中心に、保育所等訪問支

援の活用などを通して、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことを目標としてございます。五つ目の目標、医療的ケア児支援のための協議の場の設置でございます。北区では、令和元年、自立支援協議会の専門部会の一つといたしまして、医療的ケア児・者支援部会を設置してございますが、引き続き部会の活動を充実させていくことを目標としてございます。六つ目の目標、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置でございます。こちらにつきましては、来年度、令和6年度から配置できるよう検討を進めております。

続きまして、「(6) 相談支援体制の充実・強化等」です。ここでは、二つの目標を設定してございます。一つ目の目標、基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制の強化を図る取組を実施でございます。障害者総合支援法の改正によりまして、基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされました。北区では令和3年度に基幹相談支援センターを設置してございますが、その機能の強化を図ることを目標として設定してございます。二つ目の目標、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施です。国の基本指針では、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要と示されております。北区では、自立支援協議会の専門部会の一つである、相談支援部会を中心に取り組む方向で検討をしてございます。

1枚おめくりをいただきまして、26ページです。「(7) 障害福祉サービス等の質の向上」でございます。障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築するために、国の基本指針に基づいた目標を設定してございます。

続きまして、「2 活動指標」です。本計画では、この後の第4章以降に掲載する各サービスの見込量を活動指標として設定いたします。見込量の算出方法は後ほど資料3でも補足をいたしますが、過去の実績値の傾向や地域の実情も考慮して設定をしてございます。

それでは、27ページから、「第4章 障害福祉サービスの推進について」でございます。

まず、こちらからは「訪問系サービス」といたしまして、居宅介護、それからページをめくっていただきますと重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援につきまして、平成30年度からの実績と令和6年度以降の見込量及びその確保策をまとめてございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。32ページからは、「2 日中活動系サービス」といたしまして、11種類のサービス、①生活介護、②自立訓練（機能訓練）、③自立訓練（生活訓練）、④就労移行支援、⑤就労継続支援（A型）、⑥が

B型、⑦が就労定着支援、⑧就労選択支援、⑨療養介護、⑩福祉型短期入所、⑪医療型短期入所について記載をしております。38ページで見ていただきました⑧の就労選択支援につきましては、障害者総合支援法の改正によりまして、令和7年10月から新たに開始される予定のサービスでございます。

恐れ入りますが、43ページまでお願いいたします。「3 居住系サービス」といたしまして、3種類のサービス、①自立生活援助、②共同生活援助（グループホーム）、③施設入所支援について記載をしております。44ページの共同生活援助（グループホーム）のグラフを少し見ていただきますと、2列でお示しをしております。左側のドット柄と、右側の縦縞の棒グラフとなっておりますけれども、左側のグラフが総利用者数、右側のグラフが総利用者数のうちの重度障害者に該当する人数としてございます。これが国の基本指針で新たに記載が求められた内容で、重度障害者の定義が現時点では明確に示されておられませんので、障害支援区分4以上の方の人数を掲載してございますが、国や東京都から別の定義が示されれば修正をさせていただきます。どの年度もおおむね全体の6割程度が重度障害者、障害支援区分4以上という状況でございまして、利用者数については増加傾向が続くと見込んでございます。それから、46ページ、見込量確保の方策でございまして、四つ目の白丸のところでございます。区内初となる入所施設の整備に向けた本格的な検討という文言を記載してございます。

続きまして、47ページからは、「4 相談支援系サービス」、①計画相談支援、②地域移行支援、③地域定着支援として、3種類のサービスについて記載をしております。

それでは、続きまして、51ページまでお願いいたします。「第5章 地域生活支援事業等の推進」では、必須の10事業を掲載してございます。まず、このページでは、「1 理解促進研修・啓発事業」、52ページは、「2 自発的活動支援事業」、次のページは「3 相談支援事業」、次のページは「4 成年後見制度利用支援事業」と「5 成年後見制度法人後見支援事業」、それから、「6 意思疎通支援事業」。2枚おめくりいただきまして、57ページは「7 日常生活用具給付等事業」、次のページ、「8 手話奉仕員養成研修事業」、「9 移動支援事業」、その次のページが「10 地域活動支援センター事業」と、掲載してございます。

それから、次の61ページからは「任意事業」ということで、四つ掲載してございます。①身体障害者訪問入浴サービス事業、②日中一時支援事業、③障害者運転免許取得経費補助事業、④身体障害者用自動車改造補助事業について記載をしております。

また、その次の65ページからは、その他の事業といたしまして、緊急一時保護事業、その次のページ、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の2事業を記載してございます。こちらは、国の基本指針改正によりまして、活動指標については自治体の実情に応じて任意に定めることが可能とされたため、本計画から新たに設定したものでございます。65ページの「12 緊急一時保護事業」につきましては、地域生活支援拠点等に必要な機能の一つでございます「緊急時の受入・対応」に関連するもので、拠点の整備促進に関連することから新たに記載をしてございます。それから、その次の66ページ、「在宅レスパイト事業」でございますが、こちらは令和3年度の医療的ケア児支援法成立以降、東京都の事業内容が段階的に拡充されており、注目も高まっていることから、新たに記載をいたしました。

その次の67ページ、「第6章 障害のある子どもに対するサービスの推進」、こちらは6種類のサービスで、①児童発達支援、②放課後等デイサービス、③保育所等訪問支援、④居宅訪問型児童発達支援、⑤障害児相談支援、⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置について、記載をしてございます。

最後に、73ページお願いいたします。「第7章 計画の推進に向けて」、こちらでは計画の推進体制や進行管理についてまとめてございます。

長くなりましたが、資料3について、ご説明は以上でございます。

それでは続きまして、資料4のご用意をお願いいたします。サービス見込量（活動指標）の推計方法について、説明をさせていただきます。

「1 サービス見込量の推計方法」でございますが、こちらの方法につきましては、厚労省が作成いたしましたマニュアルを参考に、過去、おおむね3年から5年間の障害者・障害児人口の推移やサービス量の実績値の傾向を踏まえて、見込量を算出してございます。

「2 留意点」でございますが、1点目といたしまして、令和5年度の実績見込みは、7月までの実績を基に算出をしてございます。2点目といたしまして、サービスの種類によっては、新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、極端に増減したものがございまして、その点を考慮して推計値を算出しております。3点目といたしまして、現時点で把握をしている事業所の開設予定なども考慮して、推計値を算出してございます。資料4についての説明は、以上でございます。

それでは最後に、資料5のご用意をお願いいたします。この資料につきましては、自立支援協議会の専門部会におきまして、ご意見・ご質問をいただいたものについて、説明をさせていただきます。専門部会の委員の皆様には、計画素案のたたき台に目を通していただきました。その際にご意見等を受け付けておりますので、ポイントを絞ってご紹介させていただければと思います。

まず、1番目ですが、冊子の4ページ、計画の基本的視点を記載してございます。ご質問自体は、「障害者計画2021」の基本理念や基本目標との関連についてのご質問でございましたが、「障害者計画2021」の計画期間は令和8年度までということで、基本理念や基本目標は継続しております。今回策定する「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、「障害者計画2021」の下位計画に当たりますので、理念や目標と整合を図りながら、基本的視点を設定しているというものでございます。

それから4番目の、地域生活支援拠点等の機能の一つである体験の機会・場について、活動指標として設定できないかというご質問・ご提案でございます。こちらにつきましては、次回策定する計画の中での検討課題とさせていただきたいと考えてございます。まずは地域生活支援拠点等の整備に当たりまして、不足する機能の充実を図り、面的整備型による整備を目指してまいります。

続きまして、6番と7番目、就労関係の活動指標についてのご意見でございます。利用者数以外の数字も把握する必要があるのではないかという内容でございますが、区のほうでの把握が難しく、各事業所へ個別に聞き取る必要があることから、今後の検討課題とさせていただければと思います。

続きまして、8番、住宅入居等支援事業についてでございます。住宅入居等支援事業は、賃貸契約での入居に必要な調整等に係る支援、それから、家主等への相談・助言を行うという事業でございまして、地域生活支援事業のうちの相談支援事業の一つとして規定をされてございます。北区では、該当する事業を実施してございませんが、障害者を含む住宅確保要配慮者への支援、それから、居住支援法人による支援などに取り組んでございます。今後も、こうした取組を継続して実施していくとともに、住宅入居等支援事業の実施についても検討してまいります。

最後に、11番でございますが、人材確保が大きな課題であるというご意見を頂戴いたしました。こちらについては、上位計画である「障害者計画2021」におきまして、「福祉人材の確保・定着」を計画事業としておりますので、引き続き、国や東京都と連携しながら検討してまいります。

大変長くなりましたが、資料の説明については以上です。

<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまご説明がありましたように、この二つの計画の上位計画は「北区障害者計画2021」で、これは2021から2026年が計画期間であると。一方で「北区障害福祉計画・障害児福祉計画」は3年ごとに切り替えるということで、来年度から第7期の北区障害福祉計画、第3期の北区障害児福祉計画がスタートするということでの説明でした。</p> <p>これを受けて、先日の区議会で、国の基本指針である「計画の策定時における難病患者の意見の尊重」という話があったというのを聞いております。議員さん2人、今日は見えていますので、どんなやり取りが区議会であったのか、ご紹介できればありがたいんですけど。それではまず、事務局からどうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日、お越しいただいている議員の先生の会派からのご質問ではなかったので、事務局のほうから簡単に説明させていただければと思います。</p> <p>「難病患者の方が、こういった計画の内容にどのようにご意見を反映させられるのか」といったような質問がございました。「上位計画である『障害者計画』をつくる前年度には実態調査を行いまして、そのときに難病患者の方にも、数百人の方に調査票をお送りして、ご意見を伺うチャンスがある」というような答弁をさせていただいたところですが、今回の3年に一度の計画の中では、そういった実態調査は実施しておりませんので、パブリックコメントで難病患者の方にご意見をいただければと思っているということと、この自立支援協議会でも今後、難病患者の方に委員の委嘱をさせていただければと思っています。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。難病のことも含めて、様々な視点から各委員さんからご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>難病とは直接関係ないかもしれませんが、冊子の24ページの(3)地域生活支援の充実というところで、「地域生活支援拠点等を区内に1つ以上、令和8年度までに配置する」とありますが、新たにもう1か所以上配置するということでしょうか。現時点でも、晴山苑さんとかかららたきのがわさんが担っているのかなと思っていたのですが、そういうところを、新たに1か所ということですか。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。事務局、どうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>この障害福祉計画での扱いといたしましては、新たにではなくて、既存の体制も含めて地域生活支援拠点等を一つ以上整備するという目標になっております。現行の北区の体制では、自立支援協議会でご承認をいただいたという形にはまだなってございません。晴山苑さんとららたきのがわさんには、一部の機能を担っていただいているんですけども、最終的には五つの機能を備えて自立支援協議会で承認をいただくということが目標です。その実現ができれば、この一つ以上という目標は達成できるのかなという認識でございます。</p>

委員	全ての機能を備えた拠点を1か所以上造るという認識でよろしいですか。
事務局	現時点では面的整備型による整備を目指しています。五つの機能の整備状況についてはご承認をいただいていないので、という意味でございます。
委員	わかりました。もう一点は、コーディネーターの配置について、もう少し具体的にお伺いしたいんですが、コーディネーターは、人を配置するということですね。どこに、どのような機能、役割を担って配置するというふうに考えていただいているのか、教えていただきたいと思います。
会長	どうぞ。
事務局	五つの機能が有機的に結びついて、うまく連携して効果が発揮できるようにということで、コーディネーターの配置ということが言われているかと思います。この辺は、地域生活支援拠点等の整備がまだでございますので、コーディネーターの配置というところまでは、検討が追いついていないところなんですけども、今後、拠点等の整備にあわせて、コーディネーター等を配置すると、すごく具体的で有効に活用できるのではというところが、ほかの自治体の取組も踏まえて、考えていけるとよろしいのかなと考えてございます。
委員	ありがとうございます。もうちょっと先の話ということで、捉えてよろしいでしょうか。面的整備ということで、何かあったときに、どこに連絡を取ったらいいのかと、私どもも悩むところなんですけれども、コーディネーターという役割の方がいらっしゃると、そこにさえ連絡をすれば、あとはコーディネートしていただけるというようなイメージで考えていたんですが、そういうイメージでよろしいでしょうか。
会長	どうぞ。
事務局	今おっしゃったイメージだと、具体的な一つひとつの支援についてのコーディネーターというふうに捉えたんですけど、国が言っているのは、もうちょっと俯瞰した立場で、機関間の連携をとるのがコーディネーターの仕事というイメージです。実際の支援の場にあたっては、現場の方がいて、その方が機関をつないでいくというイメージなのかなと捉えております。
委員	何となく理解ができてきたような気がします。私どもはつい利用する側から見てしまうのですが、やはり最終的には面的整備でなくて、拠点整備が望ましいというか。ここにさえ連絡すれば、みたいなところがあるとありがたいというのは、皆様うなずいてくださっていますけど、そういう思いでいるということを知っていただきたいと思います。コーディネーターの役割は、いろんな支援拠点をコーディネートするというか、そういうようなイメージでおっしゃっているということで、大体わかりました。ありがとうございました。

会長	<p>いずれにしても、新年度から向こう3年間の計画の中に落とし込まれていますので、しっかり見守っていきたいと思いますよね。ありがとうございました。</p> <p>ほかの方はいかがですか。どうぞ。</p>
委員	<p>議会での議論も、私自身の認識もなかなか追いつかないところがあります。頻繁に法改正があったり、新法ができたりしていて、よく分からないところもあります。</p> <p>一つは、児童福祉法と障害者総合支援法ですか。子どものほうは児童福祉法が中心のように感じるんですね。そこら辺がよく分からないので、そのところを教えておいていただきたいな、というのが1点です。</p> <p>次は、地域生活支援拠点等の整備ということで、21ページに、五つの機能が出ています。今ある、ららたきのがわさんと晴山苑さんについては、②、③、④の機能、あるいは②、③の機能というふうになっているんですが、今のお話で、この二つの事業所に、①とか④、⑤の機能がつけば、1か所に五つの機能が全部備わって、コーディネートができるというイメージだと思います。それは、私から見ると、新しい入所施設の役割になるような感じがしています。そういう点でいくと、面的整備は3年間で、入所施設はその先、というような感じが見えている気がします。</p> <p>そうすると、面的整備の中で、どういう施設ができればいいのか、例えば、相談機能専門のところなのか、面的整備も北区全域で考えるのか、地域別に考えるのか、ということも出てくるかと思しますので、その辺りについて、少しご説明をいただければありがたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>ありがとうございました。事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>前段につきましては、18歳以上の障害福祉サービスに関しては「障害者総合支援法」が適用されて、18歳未満は「児童福祉法」が主に適用されるという理解でよろしいかと思っております。</p> <p>その次の地域生活支援拠点等につきましては、これは面的整備でも集約した形でも、とにかく早急に整備を行うような計画の位置づけになっております。私の認識といたしましては、それぞれの機能については、かなりの部分が整備されているというふうに捉えております。ただ、①の相談、②の緊急時の受入れのところは、24時間相談支援体制を望むというような声もたくさんいただいております。一方で、23区の中では、「地域生活支援拠点等を整備しました」と宣言はしているけれども、24時間体制になっていない区も6区程度あると捉えております。第1回のときに少しお話をさせていただきましたけれども、既に区内の相談支援事業所におきまして、24時間体制で相談支援をされているところがありますので、そちらの取組を研究させていただいて、どういった課題があるのかというようなところを整理させていただきたいと考えております。</p>

	<p>それから、地域的なところとして、例えば、王子・赤羽・滝野川というような形で整備できるとよろしいかと思うんですが、そこまではなかなか難しいのかなというところで、北区全体での整備というところをまずは目指しています。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。どうぞ。</p>
委員	<p>前回も、体験の機会や場というのが、中長期の体験も必要なんじゃないかというご意見が多数ありました。中長期の体験ができる場所については、どのようにお考えでしょうか。</p>
会長	<p>事務局、いかがですか。</p>
事務局	<p>現在、晴山苑さんとららたきのがわさんで体験の機会、場の機能を担っていただいています。短期入所事業の一環としてやっていただいておりますけれども、短期入所はたしか上限が7日間までということだったかと思います。できれば、体験の機会のある場ということで、すごくバリエーションがたくさんあって、長期に宿泊体験とか、逆に短時間での体験ができる場があるのが望ましいのかなというのは思いますけれども、まずは短期入所の枠で実施をしていただくのが重要なのかなと。ほかの自治体の取組みを調べましたところ、2泊3日程度の体験を何回も繰り返して、繰り返す都度きちんと課題を整理して、次につなげるというPDCAサイクルをしっかりと回すことで、その方の自立につなげていっている、というような事例もございましたので、短期入所の枠の中で何回か繰り返して、その都度振り返りができるといった取組みはすごく有効なのかなと考えております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。先進的な事例も参考にしながら、北区でもそういう課題を検討していきたいというお話でしたけども。よろしいですか。どうぞ。</p>
委員	<p>先ほどからお話が挙がっている地域生活支援拠点等の整備につきましては、記載にあるとおり、就労・生活支援センター飛鳥晴山苑が緊急時の受入れと、体験の機会・場の提供の役割を担っています。体験の機会・場の提供につきましては、短期入所事業のお部屋が12床だったところを14床に増築いたしまして、令和4年度から開始しております。ご希望の方には、冷蔵庫や電子レンジをお部屋に設置できるように準備をしております、それぞれ利用者様にあったお部屋をご用意させていただく形を取っています。</p> <p>晴山苑の実績につきましては、これまでご契約された方が4名というところで、親御様が高齢になって、今後の生活を見直していきたいという理由だったり、成人して親元を離れてグループホームに入所するための練習として利用される方などがいらっしゃいました。4名の方について、初回の宿泊体験を通して、その後も月に数回継続して短期入所を利用されている状況になっています。今後も、パンフレットなども配りながら、利用のご案内はさせていただくんですけれども、やはり実</p>

	<p>施内容については、通常の短期入所の利用者様と同じ、身の回りのお手伝いとしての基本的な支援にとどまってしまっているというところがあります。あとは、同じ取組を行っているららたきのがわさんとの情報共有があまりできていない状況がありまして、地域の方への周知がまだまだ不十分であったりとか、体験実施後のフォローをどうしていくかであったり、まだまだ伸び代のある事業であるのかなというのは、すごく感じるところがあります。なので、プログラムを充実させていくためには、事業所内での職員体制の調整などももちろん必要ですし、あとは関係機関と障害福祉課さん含め、取組内容や受け入れ方について、研究の場を設けて、支援内容を統一させていく必要があるのではないかなと感じます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。現場での取組、前向きな取組ということでご意見をいただきました。この件に関して、あるいはその他で、どうぞ。</p>
副会長	<p>今回、サービスの見込量に関して、27ページから出しているかと思うんですけども、第6期の見込量に対して、実績がどうだったのかという、比較の数字って、ご報告していただいていたんでしたっけ。ご報告があったのか、把握はしているんですけども、今回の資料には載っていないということなのか、どっちかを教えていただければと思いますけれども。</p>
会長	<p>ありがとうございました。現行の計画と次期計画ですね。整合性といいますか、新しいニーズが増えたのか減ったのかというご質問ですよ。どうぞ。</p>
事務局	<p>7月の第1回自立支援協議会で、「令和4年度の計画値に対して実績はこうでした」という数字については、資料として配付をさせていただきました。説明では軽く触れる程度だったかと思えますけれども、資料としては配付をさせていただいたという状況です。</p>
副会長	<p>せっかくなので、前期の見込みに対して今期はどうだったのかという数字が、計画書に載っていると分かりやすいかと思えます。今回はこのままでいいかと思うんですけど、次の第8期のときにそういった形でお示しいただけると、きっと区民の方もわかりやすいかと思えますので、ご検討いただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>次期計画の改定の際に、その点は工夫をさせていただければと思います。</p>
会長	<p>計画策定に当たっては大変な労力もかかりますけど、ステップバイステップでいきたいと思えますので、よろしく願います。どうぞ。</p>
委員	<p>今の質疑に関連して、前回ご説明があったのかもしれないんですけども、「北区障害者計画2021」に載っている令和2年度の実績について、延利用量の数とかがほとんど違うんですけども、これは改めて集計したら今回のものに数字が変更になったという理解でよろしいのでしょうか。</p>

	<p>あと、57ページの一番下のところの「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の第6期の数が9、7、9とあるんですけれども、前期の計画では24、25、25と載っていて、ここが減った理由を教えてください。</p> <p>それと、25ページに「障害児支援の提供体制の整備等」というのがあって、前期の計画には「医療的ケア児等支援施設を令和5年度までに1か所設置する」という目標が載っていたんですけれども、それが今回なぜなくなったのか、法律の改正によるものなのか、それが分かりません。</p> <p>あと、67ページの一番下のところの「児童発達支援」ですけど、実利用者数、延利用者数というのがありますが、やはり「北区障害児計画2021」には、「医療型児童発達支援」のことについてもまとめてあります。今回、一緒にして考えるようになったのかもしれないんですけど、その場合、この「医療型児童発達支援」の数も見込んでいるのかどうか、教えてください。</p>
会長	事務局、どうぞ。
事務局	<p>全般的に、前期と今期の書きぶりで乖離がある部分というのは、前期の計画では計画値としてお示ししているもので、今回お示ししているのは、今期が終わりそうな、今この時期において、新たに見込んだものです。時点で捉えたときに数字の乖離があったというところで、ご理解をいただければと思っております。</p> <p>それから、57ページなんですけれども、これに関しては、細かい研究・分析はできていないんですけれども、ちょうどコロナの時期で、外出を控えて在宅にとどまったというところが、何かしら影響を与えているのかなと思っております。</p> <p>それから、25ページの医療的ケア児支援施設については、前々回の計画の中では、国の基本指針になかったものを、その当時の議会からのご意見を踏まえまして、載せておりました。これに関しては、いわゆる療育の部分に関しては、既につみきさんのほうで重症心身障害児を受け入れる児童発達支援ができていたところとか、保育園でも医療的ケア児の受け入れが可能になったというようなところで、本日お示ししている計画からは削除してございます。ここに関して、また何かあればご意見いただくことは可能なのかなと思っております。</p> <p>それから、67ページの「児童発達支援」に関しては、こちらは医療型と合わせたの数字とさせていただいたということでございます。以上です。</p>
会長	どうぞ。
委員	最後のところの、第1期のほうの実績、令和4年度まででもいいんですけど、その実績のところも、「医療型児童発達支援」の実利用者数とか、延利用量とかが反映されているということでしょうか。
会長	事務局、どうぞ。

事務局	<p>前はそれぞれ別々に、ということだったんですけども、今回は、一番古い数字から、きちんと合算した数字を掲載してございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。私も、現在の計画と、来年度からの新しい計画の数字を見ているんですけど、例えば、「児童発達支援」の実績の推移と見込量というので、新しい計画では67ページに書かれていますが、現在の計画では、「児童発達支援」のサービスの数値は124ページにあります。新しい計画においては、令和3年、令和4年、令和5年度の数字は実績なんですよ。それに対して、現在の計画での数字は見込量になっています。例えば、「児童発達支援」の令和5年度見込量は、現在の計画の見込量は2,399人ですけど、新しい計画の実績は、3,375人ということで、見込量より実績のほうが増えている、ということで、これは二ーズが増えているんだなと、そういう理解でよろしいかと思えます。</p> <p>例えば、新しい計画の中で、過去の平成30年度から令和5年度の数値は、見込量を下に括弧して書いてもらおうと、より分かりやすいというふうに思いますが、この辺は事務局、いかがでしょうね。このままでも結構ですけど。見込量と実数を並べて書いてもらおうとよくわかるかと思うんですが。そういうことですよ。</p>
副会長	<p>そうですね。前期の見込量が書いてあると、それに対する実績が分かって、今みたいな議論を整理するときにはやりやすいだろうということでございます。</p>
会長	<p>事務局、どうぞ。</p>
事務局	<p>今、ご指摘いただいたところでございますけれども、数字を比較して見ていただくのが一番分かりやすいかなというところなんですけど、申し訳ございません、今回も結構、かなりタイトな時間の中で数字を固めておりますので、できれば今回はこの形でご容赦いただいて、次回の計画のときに、やり方は工夫させていただければと思うんですけど、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>皆様、いかがですか。よろしいですか。確かに、計画をつくるのは大変な作業になるので、ご理解いただいて。どうぞ。</p>
委員	<p>今、素案で出していただいて、次の会議までには無理だということですか。</p>
会長	<p>事務局、どうぞ。</p>
事務局	<p>本日、素案として出させていただきました。これが「中間のまとめ」という形になりまして、11月末の健康福祉委員会で報告させていただくんですけど、これを12月に入ってからのパブリックコメントで活用する形になりまして、2月には「最終案」ということで、自立支援協議会でもお示しをさせていただく予定です。物理的に絶対できないということはないですけども、ここを修正すると、ほかの部分にも影響してしまうというところで、大変恐縮なんですけど、できればご容赦をいただければと思います。</p>

会長	<p>皆さん、いかがですか。まだ、これは確定ではありませんので、鋭意努力、ご検討ということで、今日はここまででよろしいですかね。ありがとうございます。</p> <p>そのほか、特に難病について、難病の方が必要としている支援のためのニーズですね。これは把握されている方、委員の中におられたら、ぜひご意見をお伺いしたいと思いますが、どなたか、いかがでしょうか。</p> <p>副会長、幅広いご見識のある中で、何かありましたら、お願いしたいと思います。</p>
副会長	<p>北区の中で、難病の方がどのくらいアクセスをしやすいのかとか、あるいは情報が届いているのかということも把握しきれてないということだと思うので、次回以降、調査をされるということですよ。</p>
会長	<p>事務局、いかがですか。</p>
事務局	<p>6年に一度の「障害者計画」を策定する前年度に実態・意向調査というのをやります。そのときに難病の方に関してもアンケート票、調査票をお送りして、そこでご意見を伺えるのかなと思っております。その機会を捉えて把握できればと考えております。</p>
副会長	<p>その調査票を作るときに、委員の中に難病の方を入れていただいて、ご意見であったりとか、困り事みたいなことが把握できるようにされていくといいのかなと思います。</p>
会長	<p>そういうアドバイスがありましたけれども、事務局、ご検討の上でご対応をお願いできますか。そのほか、どうぞ。</p>
委員	<p>高次脳機能障害も難病になるんですか。</p>
会長	<p>事務局、どうぞ。</p>
事務局	<p>高次脳機能障害は難病ではなかったかと思います。国が指定する300以上の特定のものだったと思うので、対象外だと思います。</p>
委員	<p>時々、北区ニュースで「家族の方の支援」というのを見たことがあったんですけど、難病の方も、ここに行けば同じ思いの人と一緒に話ができるという、そういった機会があればありがたいかなと思います。</p>
会長	<p>事務局、ご意見ですけども、いかがでしょうか。どうぞ。</p>
事務局	<p>周知方法はいろいろと工夫させていただきたいと思うんですけど、パーキンソン病の家族会、当事者会は北区にもございまして、以前は、そういったこともホームページで周知させていただいたかと思います。今年度で、自立支援協議会委員の任期が2年で切れてしまうので、来年の4月以降、新たに難病の方の中から委員を選出したいと思っております。北区にいらっしゃる難病の当事者、家族会の方を調査して、アプローチしていきたいなと思っております。</p>
委員	<p>ぜひ、よろしく願いいたします。</p>

	<p>あと、65ページの「緊急一時保護事業」の実績の推移と見込量なんですけども、この利用者数と延利用量の大きな数字の差がちょっと気になっています。短期入所、ショートステイの延利用量というのは、緊急一時の数ではないですよ。</p>
会長	<p>事務局、どうぞ。</p>
事務局	<p>ただいまのご質問は、冊子の40ページを見ていただくと、「⑩福祉型短期入所」、これはいわゆるショートステイ、短期入所と言われているもので、障害福祉サービスの一つとしてやっているものです。今、お話がありましたのは、65ページ「緊急一時保護事業」で、区の単独事業で行っているもので、事業形態が異なります。短期入所は上限7日間、緊急一時保護は上限14日間で、緊急一時保護のほうが、より緊急性が高い場合に利用していただいている事業になっております。</p> <p>ちなみに65ページのグラフでいいますと、令和5年度は7月の実績を踏まえた数字ですけれども、実利用者数が18人となっていますが、これは18人が実際に利用しているということです。延利用量が、年間で何日利用されたかという延べ日数を示しています。なので、同じ人が何回も利用した場合は、実利用者数は1人としカウントされず、延べ利用量は一つずつ積み上がった日数となっております。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。どうぞ。</p>
委員	<p>先ほど、難病の患者さんのことでもいろいろご質問がありましたけれども、16ページを見ると、難病の患者の方は増加傾向にありました。例えば、身体障害者手帳の所持者は横ばいなので、難病の患者さんイコール障害者手帳を持っているということではないと思うんですけど、難病の患者さんは、16ページの下のほうにある障害支援区分の認定がされれば、サービスを利用できるのでしょうか。</p>
会長	<p>事務局、いかがですか。どうぞ。</p>
事務局	<p>難病の方に関しましても、委員がおっしゃるとおり、障害支援区分の認定を受けられれば、障害福祉サービスを受けていただけるということでございます。平成25年度の法改正の前までは、難病の方は障害福祉サービスを受けられていなかったという実態があったんですけども、法の改正によりまして、難病の方も所定の手続をすれば、障害福祉サービスの対象となるという制度になっております。以上です。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>障害支援区分の認定者数が1,801人なんですけれども、これはつまり、北区の中で1,801の方が障害支援のためのサービスを受けているということなんでしょうか。例えば、身体障害者手帳を持っている方は、令和4年度だったら11,418人で、そのうち一番多い1級の方でも3,950人もいらっしゃるのに、障害支援区分を受けているのは1,801人ということが、少なくないのかなと思ったんですけど。</p>

会長	事務局、どうぞ。
事務局	身体障害者手帳を取得されている方でも、実際に障害福祉サービスは受けていませんという方はたくさんいらっしゃると思います。なので、手帳所持者数と障害支援区分を認定されている方の数字に乖離があるというのは、きちんと実態を示しているものなのかなと思っています。
会長	よろしいですか。どうぞ。
委員	障害支援区分は、障害の程度が変わると変わってくるので、支援区分をちゃんと実態に合わせて上げられるように、申請して手続を取らないと駄目ですよ。
会長	どうぞ。
事務局	障害支援区分は、新規で取得する場合は当然申請もしていただきますし、その方の状態像が変わった場合は、障害支援区分の変更という手続もございますので、そういった手続を経て区分変更することは普通にあることだと思っています。
会長	よろしいですか。どうぞ。
委員	区分変更の申請をしていない方々をどうするかというのは、問題になってくるかと思うんです。本来ならば手続、申請をしていただくと区分変更ができる方々もいるのではないかなと。支援が入っている人は区分変更するんでしょうけれども、支援が入っていない方々が区分変更の手続に至るかどうかというのがあるんじゃないかなという気がするんですけど、その辺はいかがでしょうか。
会長	どうぞ。
事務局	既に支援を受けている方に関しては、サービス種別にもよりますが、モニタリングというのを必ずやっておりますので、支援区分についても実態を捉えているのかなと思っています。支援を受けていない方は、何かしら外の世界とつながっているのであれば、当然、障害福祉サービスを受けるだとか、区分を変えるとかというような話になると思いますけれども、もし、在宅にとどまっている方がいらっしゃれば、その辺りは課題なのかなと思っています。
会長	よろしいですか。どうぞ。
委員	<p>私たちは精神障害の方の支援をしている団体なのですが、精神障害の方の人口が増えているということがとても顕著に表れていて、私たちも支援に頑張っていないといけないなと思っています。</p> <p>23ページの「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところで、令和8年度における精神障害者の利用者数ということで、「地域移行」から「自立訓練」まで人数が載っているかと思うんですけども、日中活動のサービスで「自立訓練」の「生活訓練」だけが人数で示されているのはどうしてなのかというところを、お聞きしたいなと思いました。</p>

会長	事務局、いかがですか。どうぞ。
事務局	これは、国の基本指針に沿って、区の障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標を設定しています。いろいろやり方はあると思うんですけども、北区としては、できるだけ国の基本指針に沿った形でお示しをしている結果、こうなっているとご理解いただければと思います。
委員	ありがとうございます。私たちも生活訓練をしていて、2年間でうまく次のステップにつなげられる方と、そうじゃない方とがいらっしゃるの。デイケアなどの緩やかなサービスは、なかなか数が少なかったりするので、ぜひ、緩やかな活動ができる場がもう少し増えたらいいなというふうに感じています。以上です。
会長	ありがとうございました。そのほかいかがですか。それでは、少し時間が押しているようですので、次の議題に入ってよろしいですかね。
(2) 計画策定に向けた今後のスケジュールについて	
会長	計画策定に向けた今後のスケジュールについて、事務局、ご説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、資料6をご用意ください。今後のスケジュール及びパブリックコメントの実施について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>「1 今後のスケジュール」でございますけれども、本日までにいただいたご意見等を踏まえまして、中間のまとめを作成いたします。11月の区議会の健康福祉委員会にて、中間のまとめとパブリックコメントの実施について、ご報告をさせていただきます。12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、結果を取りまとめて最終案を作成いたします。2月に、庁内の第3回検討委員会、それから第3回自立支援協議会を開催いたしまして、パブリックコメントの結果や最終案についてご報告をした後、2月末、3月上旬に健康福祉委員会で報告、それから会派からの意見聴取も行わせていただきまして、計画策定、公表と進めていく予定でございます。</p> <p>「2 パブリックコメントの実施」についてはお示しのとおりでございます、12月1日から年明け1月5日まで、意見を受け付けさせていただきます。説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまのご説明で何かご質問等があればお答えしますが、いかがですか。よろしいですか。</p> <p>来年2月の第3回北区自立支援協議会でパブコメの実施の結果のご報告と、計画最終案をご提供いただけるということでございます。ありがとうございました。</p>
(3) 障害者差別解消法に関する取組について	
会長	それでは、次の議題ですが、障害者差別解消法に関する取組についてということで、事務局からご説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、続きまして資料7をお願いいたします。障害者差別解消法啓発事業の実施について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>1番の要旨でございます。障害者差別解消法の施行に伴いまして、北区では平成27年度から差別解消法の普及ですとか、障害理解の促進を目的といたしました啓発事業を行ってまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、令和2年度以降は事業を休止してございましたが、その感染症が5類感染症へ移行したことなどから、今年度事業を再開させていただきます。</p> <p>2番の事業概要でございます。委員の皆様には事前にチラシを送付させていただきましたが、改めてのご案内でございます。開催日時は11月19日日曜、午後2時から4時まで、赤羽会館の1階の講堂でございます。北区スポーツ大使でアテネパラリンピック・マラソン金メダリストの高橋勇市様を講師としてお迎えをいたしまして、講演会を開催させていただきます。障害者差別について、ご自身の経験を交えてお話をいただく予定としてございます。ぜひ皆さん、お越しいただければと思います。説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。何かご質問あれば、よろしいですか。</p>
(4) 連絡事項	
会長	<p>連絡事項でございますけれども、チラシが配付されているようですので、よろしくをお願いいたします。</p>
委員	<p>机上に、チラシを配っていただきました。荒川流域防災住民ネットワークの第3回目を北区で開催させていただきます。事務局からご案内のあった11月19日の北区のイベントと重なってしまったので大変申し上げにくいんですが、北区立浮間中学校を会場に、荒川があふれるような予想が立ったときに、避難が困難な方を取り残さずにみんなで助かるためにはどういうふうにしたらいいだろう、というアイデアを出し合うような、そんな会を考えております。この自立支援協議会の副会長でいらした小田政利さんも、今年の初めから一緒に共同代表として準備を進めてまいりました。本当に直前まで精力的にご準備に関わってくださっていて、急逝されたことが大変残念ですが、残されたみんなで、実行委員会一同、力を合わせて今準備しているところでございます。もしよろしければ、絶賛受付中でございますので、よろしくをお願いいたします。ご参加お待ちしております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ご案内のように、日時がほとんど一緒なんですけど、皆様よろしければ、ご参加いただければと思います。ありがとうございます。</p> <p>そのほか、まだチラシが何枚かあるようですので、ご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から何件か連絡をさせていただきます。</p>

	<p>まず、今後の予定につきまして、第3回自立支援協議会全体会につきましては、先ほど申し上げたとおり、年明け2月頃を予定してございます。計画のパブリックコメントの結果、計画の最終案につきまして、ご報告をできればと思っております。開催の時期につきましては、改めて連絡させていただきます。</p> <p>それから、2点目、謝礼金の支払いについてでございます。本日の謝礼金につきましては、11月下旬以降、ご指定の口座に振込みをする予定でございます。新任の方または振込先を変更する方で、口座振替依頼書をまだ提出されていない方は、お早めに事務局までご提出をお願いいたします。</p> <p>それから、3点目でございます。本日、二つチラシを配付させていただきました。黄色いチラシの「就労支援フェア」と、「就労支援フェアマルシェ」についてでございます。「就労支援フェア」は、ハローワーク王子との共催で、11月17日金曜日の午後、北とぴあ14階で開催させていただきます。また、もう1枚のほうは、北とぴあ前の区民広場で、ふれあいマルシェ、区内の障害福祉サービス事業所の自主製品合同販売会といたしまして、11月15日水曜日から17日金曜日まで開催いたしますので、お時間のある方はぜひお立ち寄りをいただければと思います。</p> <p>それから、最後に口頭でご連絡をさせていただきます。障害者虐待防止の講演会がございます。こちらにつきましては11月10日金曜日、夜7時から北とぴあで実施いたします。実は、これはもう定員が埋まってしまったので、申し込みいただくことはできないんですが、障害者相談員の方、また権利擁護部会の委員の皆様におかれましては、この講演会が研修会となっておりますので、ご出席をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。様々なイベントが続きますが、前向きに取り組んでいるということでご理解いただければと思います。</p> <p>北区社会福祉協議会が今年満70周年ということで、11月12日に北とぴあでイベントがあるかと思うので、ちょっとご案内いただければと思いますけど。</p>
<p>委員</p>	<p>今、会長からご紹介いただきましたが、社会福祉協議会が70周年を迎えることができました。ありがとうございます。その記念式典について、既に皆様方、各所にはご案内をお出しさせていただいておりますが、11月12日に北とぴあにて行うことになってございます。式典自体は11月12日なんですけれども、現在、カルチャーロードにて、この70周年を記念した、社会福祉協議会や事業をご案内するようなパネル展示等も行ってございます。また、私どものキャラクター「あいちゃん」の塗り絵を子どもたちにしていただいたものも、展示をさせていただいておりますので、もしよろしければぜひカルチャーロードのほうもご覧いただければと思います。どうもありがとうございます。</p>

4 閉会	
会長	<p>全体を通じて、何か一言二言あればお伺いしますけど、よろしいですか。</p> <p>それでは、福祉部長さんに、何か全体的にお感じになったことを、一言二言お願いできればと思います。</p>
委員	<p>まず、お忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、令和6年度からの第7期の北区障害福祉計画と、第3期の北区障害児福祉計画についてご意見をいただいております。時間的に難しいものもあるかもしれませんが、事務局のほうから説明があったとおり、いただいたご意見などを参考にしながら「中間のまとめ」を行いまして、パブリックコメントの実施をさせていただきたいと思います。パブリックコメントにおいても、様々なご意見があると思いますけれども、本協議会での議論も含めて、最終的な計画案を2月にお示しさせていただこうと思っています。</p> <p>今回策定する計画ですけれども、上位計画である「北区障害者計画2021」、議論の中でもありましたが、こちらの計画期間が令和3年から8年までの6年間で、これの後半の3か年に対応するものとなっております。内容的には、国が示す基本指針に沿ったものですし、大きな変更となるものではないんですけれども、この計画というのは、区の障害者施策を進める上では大変重要なものとなります。前回の協議会でも申し上げましたけれども、区長が掲げている150の施策の中で、障害者との共同社会の実現として、就労支援や居場所づくり、ご家族を支えるためのレスパイト支援の強化、入所施設の検討といったことがございますけれども、これらは本計画とも大きく関わることと思っています。この各施策の実現には、様々な課題がありますけれども、しっかりとした計画の下で、区の障害者福祉の向上に取り組んでいく考えでございます。本日は貴重な意見、要望をたくさんいただきました。引き続き、ご意見いただきますよう、お願いしたいと思います。</p> <p>また、事務局からもありましたけれども、障害者差別解消法の普及で11月19日に講演会がございますので、多くの方の申込みをお待ちしているところでございます。どうぞよろしくお願いたします。本日は、ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。地域福祉課長からも一言、地域福祉の視点からお気づきの点があれば、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>私どもは障害福祉計画の上位計画に当たる「地域保健福祉計画」を所管している課になりますので、こういった障害者の方々の計画、あるいは高齢者の「地域包括ケア推進計画」の計画づくりに参加させていただき、皆様のお声をよく聞かせていただきまして、上位計画となる「地域保健福祉計画」のほうに反映させていけたらなと考えております。本日はどうもありがとうございました。</p>

会長	ありがとうございました。では最後に、副会長、一言いただければと思います。
副会長	障害福祉計画についてですが、タイトなスケジュールの中でおつくりいただくのは、本当に大変だと思います。今回いただいたようなご意見は、すぐに反映できる部分、反映できない部分があるかと思いますが、ご議論を踏まえて次の期の障害福祉計画を作成いただければと思います。本当に行政の方々は、すごい短い時間で大量の作業をされていらっしゃるの、色々な苦勞も僂ばれるところでございますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。それでは、貴重なお時間、長い間お付き合いいただきましてありがとうございました。これにて今回の自立支援協議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

以上